

地域計画

策定年月日	令和6年4月1日
更新年月日	令和7年7月28日 (令和7年度第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	太田地区 (柴林、折沼、姥宿、清水町、泉畑、樋の口、中央、坂杉、下坂井、大橋、森の越、開拓2区、開拓1区、山関)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,066.52 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	992.03 ha
② 田の面積	840.38 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	151.65 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	62.53 ha
(備考)遊休農地面積2.6ha(うち1号遊休農地2.6ha)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・農業従事者の高齢化に伴い、後継者確保・育成が喫緊の課題となっている。また、高齢化による離農や担い手不足により、遊休農地化が進んでいると懸念する集落もあり、今後検討が必要となる。
 ・地域全体として平場地域に所在し、比較的耕作条件の良い圃場については集落営農型経営体及び認定農業者への集積が進んでいる。しかし、一部集落においては「区画が狭小・不整形」、「給排水面に問題がある」といった条件不利地もあり、耕作条件の改善を要する。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・主要品目は水稲。水田転作として小麦、大豆を始めとした土地利用型作物の作付が中心。また、果樹(主にリンゴ)の団地が形成されている。園芸作物の作付については、一部の法人が規模拡大を行うほか、基盤整備実施集落の一部で事業を起点とした高収益作物の導入に向けた検討を進めている。また、資材価格高騰、環境への配慮の観点から、有機・減農薬による農法を導入し、高付加価値化を図る。農作業の効率化・省力化に向け、スマート農業機器の導入を検討していく。
 ・地域内2地区にて、基盤整備事業の実施を予定しており耕作条件の改善に向けて協議を進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に集積・集約化を進めていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	72 %	将来の目標とする集積率	85 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・法人化率が高い当地域では集積が進む中、地縁や血縁で集積を進めたことにより発生した分散錯圃の解消が課題となっている。機構発足10年目の大規模契約更新を迎えるに当たり、関係機関との連携の上、経営体間の話合いを基に集約化に向けた検討を進めていく。集約化に関しては、飛び地が全くないのが理想ではあるが、地縁・血縁的に不可能な面もある。しかし筆だけ飛び地状態となっているような極端に不効率な状況は望ましくないため、そのような状況を生まないよう農業者・関係機関の未然の話合いに継続して取り組む。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者等への集積を基本として取組んでいく地域内の経営体のみで農地を受け切れない場合には、近隣地区の経営体からの協力の下、農地の維持に努めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・地域全体として農地中間管理機構の活用を推進。特に離農する経営体に対しては、機構活用を促し遊休農地化が進まないよう取り組んでいく。機構契約更新の際は、耕作継続の可否を判断を行い、契約更新に向け検討を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
・現在、2地区において基盤整備事業実施に向けて取り組んでいる。早期竣工を目指し関係機関との協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・行政及びJAが行う支援制度を活用し、相談から定着までの取組を検討。 ・法人が経営する圃場における管理作業の一部を地区内の非農家等も含めて受託する体制構築を目指し検討を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・ラジコンヘリ等による農薬散布を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①:クマ、イノシシを始めとした鳥獣被害が拡大しないよう、防止柵又は電気柵等を設置する等による対策を講じると共に、目撃情報や被害情報等があった際には迅速に対応できる体制構築を検討する。
- ③:水管理支援システムを活用した管理作業、農薬散布をドローンで行う等、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。
- ⑦:折沼集落において、一部農地の粗放的管理を行うべく農山漁村振興交付金の活用に向けた検討を進める。
- ⑩:基盤整備を機に新たな法人設立に向けた、関係農業者等を交えた検討や、高収益作物の導入に向けた検討を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		

【太田】

氏名等は個人情報のため非公表(個人情報の保護に関する法律第69条に基づく)

計102経営体

			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1			

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。